

事務事業評価シート

事業番号	37					
事業名	生活交通確保事業	局名	都市建設局			
		部名	まちづくり計画部			
事業開始年度	平成14年度	課名	都市鉄道・交通政策課			
根拠法令等	なし	課長名	小林輝明			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）					
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（補助先： 神奈川県中央交通株式会社、株式会社津久井神奈交バス ）					
	<input type="checkbox"/> その他（ ）					
事業概要	目的 (何のために)	平成14年2月の道路運送法改正に伴い、生活交通が必要でありながら、輸送人員の減少等により交通事業者より廃止もしくは大幅減便の申出があった路線の維持・確保を図るため、交通事業者に対し、個別路線ごとに生じている欠損について負担する。				
	対象 (誰・何を対象に)	維持確保路線沿線の市民等				
	事業内容 (手段・手法など)	神奈川県生活交通確保対策地域協議会において維持・確保の必要性等が認められた路線のうち、国庫補助対象とならない路線について、交通事業者と路線バス運行に係る協定を締結し、運行経費と運賃収入の差額を補填し、バス路線を維持確保する。				
	事業の必要性	本事業を廃止した場合には、相模湖町を除く津久井地域の大半で公共交通が無くなり、交通空白となる地区に居住する市民の通勤通学や通院・買物といった日常生活ができない人が発生するなど大きな支障を来すこととなるため、必要不可欠である。				
コスト			平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度予算	
	事業費(直接経費)		87,749 千円	99,649 千円	107,425 千円	
	人件費	正規職員	従事者数	0.5 人	0.7 人	1 人
			概算人件費	3,633 千円	5,086 千円	7,265 千円
		嘱託職員・ 臨時職員等	従事者数	人	人	人
			概算人件費	千円	千円	千円
	人件費 合計		3,633 千円	5,086 千円	7,265 千円	
総事業費		91,382 千円	104,735 千円	114,690 千円		
市民一人あたりの事業費		0.13 千円	0.15 千円	0.16 千円		

		平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度予算	
財源内訳	国・県支出金	千円	千円	千円	
	受益者負担金	千円	千円	千円	
	その他()	千円	千円	千円	
	一般財源	87,749 千円	99,649 千円	107,425 千円	
平成23年度 事業費の 主な内訳 (人件費を除く)	項目			金額	
	三ヶ木～半原線ほか路線維持費補填			107,425 千円	
				千円	
				千円	
活動実績1	活動指標名	単位	H21年度実績	H22年度実績	H23年度見込
	補助対象事業者数	社	2	2	2
単位当たりコスト1	(総事業費/活動指標)	千円	45,690.8	52,367.3	57,345.0
活動実績2	活動指標名	単位	H21年度実績	H22年度実績	H23年度見込
	補助対象路線数	路線	9	9	9
単位当たりコスト2	(総事業費/活動指標)	千円	10,153.5	11,637.2	12,743.3
成果目標 (現状の成果及び 今後どのようにした いか、定量的な評 価で示す)	生活交通の維持・確保を図ることにより、交通空白地区の増加を防ぐ。				
成果実績	成果指標名	単位	H21年度実績	H22年度実績	H23年度見込
	交通空白地区増加率	%	0	0	0
特記事項 (事業の沿革等)	本事業は、合併協議に基づき、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合することとして、旧町が維持・確保を図っていたものを継承したものであり、生活交通を維持確保するため、不採算バス路線の運行に対し、損失を補填しているものである。				
事業の自己評価 (今後の事業の方 向性、課題等)	生活交通確保事業は、高齢者等の移動制約者の通院や買物のほか、通勤・通学等の生活交通に不可欠なバス路線のうち、国庫補助対象とならない路線で生じる欠損額を補填するものであり、従来から重要な役割を果たしてきたところであるが、その重要性に鑑みて、今後も継続していく必要がある。 また、生活交通の確保に対する公平性や効率性を確保するため、新しいバス交通基本計画を策定していく中で、平成21年度に見直し検討基準を定めており、見直し対象となる路線については、バス利用促進のほか乗合タクシー等の交通モードへの転換を含め、地域との十分な検討により生活交通確保の最適化を図っていく。				
評 価	《評価の視点》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性 <input checked="" type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>ない ・ 有効性 <input checked="" type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>ない ・ 効率性 <input checked="" type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>ない 			
	《評価の区分》	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> 再構築 <input type="checkbox"/> 見直し <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 拡充			
	《評価区分の理由》	<p>民間事業者(交通事業者)の路線廃止または大幅な減便により生活に支障を来している地域のバス路線を維持するためには必要な事業であり、既に公平性、効率性を確保するため事業の見直しを実施していることから現状維持とする。</p> <p>なお、交通空白となる地区における生活交通の確保にあたっては、当該事業を含めコミュニティバス、乗合タクシーの運行など、他の生活交通確保策の中から地域住民との綿密な調査、検討を経て総合的な判断の基に選定している。</p>			
H24年度 予算への反映	H24年度予算額、職員定数共に現状維持。				
経営評価委員会 による意見	○現状維持 生活交通確保策は、市民生活に直接的に関わる施策であることから、地域、受益者に偏りがあった場合でも、推進すべき事業であるが、乗車率や金額の妥当性を精査し、効率性についても常に検討・検証すべきである。				